

1 児童扶養手当

ひとり親でお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、又は20歳未満で中度以上の障害のあるもの)を監護している母、監護し、かつこれと生計を同じくしている父、又はこれらに代わってお子さんを養育している人に支給します。(施設入所のお子さんを除く。)なおこの手当は、配偶者が重度の障害者である場合も支給されることがあります。(所得制限があります。)

支給額 46,690円～11,010円
(お子さん1人の場合)

※所得制限内の場合は、所得に応じた手当が支給されます。

問合せ 生活支援課 TEL 39-2338
または各支所地域振興・市民生活課
(一覧表P 55)

2 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講費用の一部を給付します。

対象者 ひとり親家庭の母又は父

給付金の額 対象経費(入学料及び受講料)の6割(上限20万円、下限1万2,001円)

※看護師等の専門資格の取得を目指す教育訓練の場合の上限は40万円×修学年数(最大160万円)

申請期限 受講開始の1か月前まで

問合せ 生活支援課 TEL 39-2338

3 ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭等の医療費を助成します。医療費の自己負担額から※一部負担金を差引いた額を助成します。(所得制限があります。)

※一部負担金 通院 530円/回
(医療機関ごと。月5回目以降は無料)
入院 1,200円/日

対象 ○ひとり親家庭の父または母とお子さん
○養育者と養育するお子さん
○父または母に一定の障害のある場合、お子さんを監護する父または母とお子さん

※お子さんは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、又は20歳未満で中度以上の障害があるものが対象となります。

手続き 受給者証の交付を受けてください。

問合せ 福祉課 TEL 39-2319
または各支所地域振興・市民生活課
(一覧表P 55)

4 母子・父子・寡婦に対する福祉資金貸付制度

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に経済的な自立をお手伝いするとともに、扶養しているお子さんの福祉の増進を図ることを目的として、県が資金をお貸しする制度です。

対象 20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦など。

貸付内容 修学資金、就学支度資金等12種類の資金があります。

※お子さん等を扶養していない人及び40歳以上の単身女性の場合には所得制限があります。

問合せ 新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部地域福祉課 TEL 33-4937

5

母子生活支援施設
への入所

母子世帯の母が、生活上のいろいろな問題のため、お子さんの養育が十分にできない場合など、母子ともに保護が必要な場合に利用する施設です。母子を保護するとともに、自立促進のための支援も行われます。

対 象

配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子であって、養育している18歳未満のお子さんについて十分な養育ができない母及びお子さん

費 用

入所に要する措置費用は市費で負担しますが、生活保護法による被保護世帯以外の方は、所得に応じ一部自己負担があります。

問 合 せ

生活支援課 TEL 39-2338

6

母子・父子自立支援
プログラム

ひとり親家庭の母又は父の就労支援を、公共職業安定所や母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関とともにお手伝いする制度です。

対 象 者

自立・就業に対する意欲のあるひとり親家庭の母又は父

問 合 せ

生活支援課 TEL 39-2338



7

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母又は父が、定められた資格を取得するため6月以上養成機関に通う場合、生活費相当額を支給します。

対 象 者

以下の要件に全て該当する方

- ①児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成を受給しているか、または受給できる所得水準にあること。
- ②資格を取得するため、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

対象資格

看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士 等

支 給 額

市民税非課税世帯 月額 100,000円（修学期間の最後の1年は140,000円）
課税世帯 月額 70,500円（ // 110,500円）
（修業する全期間を対象とし、支給期間上限4年）

問 合 せ

生活支援課 TEL 39-2338



6

ひとり親家庭のために

8

養育費確保支援事業

ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取ることができるように、養育費の確保に対する支援を行います。

対 象 者

児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあり、養育費の対象となる児童を現に扶養している者

対象経費

- ①養育費に関する債務名義取得費用、養育費保証契約の保証料等
- ②養育費の強制執行申立費用

補助金の額

①②どちらも経費の合計額の1/2（最大2万5千円）

問 合 せ

生活支援課 TEL 39-2338